

議 事 録

令和2年10月9日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～14:25
会議名	第3回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	吉岡康 森下光 吉岡輝 西山 前田 高田 木下 山口 森中 福森 金谷	
	福地 山本 宮本 森下清 森本 北川 垣内	
	[推進委員] 久保 (計17名)	
欠席者	玉岡 西田 大田 藤室 奥沢 坂本 中井 [コロナ感染対策として最小限の出席としたため]	
事務局	小林 福山 今出 小林 中森	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から伊賀市農業委員会第3回農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。本日は、議案の案件説明のためご出席いただく委員の数が半数を超えますので、それ以外の委員については出席いたしておりません。現在、出席委員は総数24名中、17名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。9番の山口委員さん、10番の森中委員さんをお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっておりますので、ご承知おきください。なお、本総会開催にあたっては、西柘植地区農地利用最適化推進委員の久保委員に出席を求め、出席をいただいておりますことをあらかじめご報告申し上げます。	
議長	それでは只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	賃貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田3筆、畑2筆の合計5筆、面積は田2,082㎡、畑432㎡の合計2,514㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	以上について、何かご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようです。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案書第1号No.1～5について事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 猪田地区、所在地は猪田の畑2筆、面積は合計221㎡、譲渡人は大阪府八尾市の〇〇〇〇さん、譲受人は猪田の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は480aで許可後は482aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人と妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクター2台、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、取得後は野菜を耕作される予定です。申請地は自宅から約1.6kmで、車で約3分と近隣であることから、取得後は効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	
事務局	No.2 山田地区、所在地は炊村の畑1筆、面積は519㎡、譲渡人は炊村の〇〇〇〇 代表役員 〇〇〇〇さん、譲受人は炊村の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は58aで許可後は63aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が30年、妻が30年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、取得後は野菜を耕作される予定です。申請地は自宅から道路を挟んですぐ北側にあり近隣であることから、取得後は効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。	

事務局	<p>No.3とNo.4については、譲受人が同一であるため、併せて説明します。</p> <p>No.3布引地区、所在地は広瀬の田3筆、面積は合計5,827㎡、譲渡人は中村の〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.4布引地区、所在地は広瀬の田2筆、面積は合計1,293㎡、譲渡人は広瀬の〇〇〇〇さんと広瀬の〇〇〇〇です。</p> <p>譲受人は広瀬の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は243aで許可後は全筆併せて314aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は、本人が7年で常時従事されています。農機具はトラクター、コンバイン、田植え機を各1台所有されており、現在申請地の一部にハーブの作付けの準備をされており、今後は地質にあった作物を耕作される予定です。申請地は全て自宅から約100mで、徒歩3分と近隣であることから、取得後は効率よく耕作されると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.5 壬生野地区、所在地は山畑の田1筆、面積は225㎡、譲渡人は山畑の〇〇〇〇さん、譲受人は山畑の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は34a、取得後は35aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が70年、子が40年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作されます。申請地は自宅から300mの距離で、割田になっており現在も譲受人が一体で管理されているため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して猪田地区担当委員、山田地区担当委員、布引地区担当委員、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
山口委員	<p>No.1について説明いたします。9月30日に立会いを行いました。事務局の説明のとおり特に問題ありません。</p>
宮本委員	<p>No.2について説明いたします。寺の畑を〇〇さんが購入し引き継いで耕作されるということで、自宅から近隣の農地であり問題はありません。</p>
森下委員	<p>No.3について説明いたします。9月29日に現地確認を行いました。申請農地は以前から建設業者が砂利等を置いてあり、布引地区の玄関口にあたる場所でもある為、気になっていた場所でした。今回、譲受人が農地を整備され、農地として利用できる状態になっており、今後は田や畑・果樹を植えていけるような計画を進められています。</p>
森下委員	<p>No.4について説明いたします。No.3から隣接している農地で、一部は譲受人の割田にもなっています。今回まとめて購入し、農地として管理してくれます。</p>
奥沢委員	<p>No.5について説明いたします。9月29日に現地立会いを行いました。割田で譲受人が現在も一体で耕作されており問題ありません。</p>
議長	<p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。</p>
一同	<p>意見なし。</p>
議長	<p>ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～5について、一括して採決することに異議はございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>議案第1号No.1～5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
一同	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号No.1～5は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.6～12を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>

事務局	<p>No.6 府中地区、所在地は服部町の田2筆、面積は348㎡、譲渡人は大阪市鶴見区の〇〇〇〇さん、譲受人は服部町の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は546aで取得後は550aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が2年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台所有されており、今後も水稻を耕作する予定です。現地は、自宅より2km圏内と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請地にかかる借受人はおりません。</p>
事務局	<p>No.7並びにNo.8につきましては、農地の交換案件となりますので併せて説明いたします。</p> <p>No.7 花垣地区、所在地は予野の田2筆、面積は3,463㎡、譲渡人は予野の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の農事組合法人〇〇〇〇代表理事 〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.8 花垣地区、所在地は予野の田2筆、面積は4,431㎡、譲渡人は予野の農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇さんで、交換する面積に1,000㎡ほどの差異がありますが、農地を集約し効率よく耕作するため、双方で合意していることを確認済みです。農事組合法人〇〇〇〇さんの耕作面積がNo.9及びNo.10の増減面積と合わせた面積分減少しますが、許可後は2,210aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農事組合法人〇〇〇〇さんの農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを3台、移植機を2台、収穫機を1台所有されており、水稻を耕作される予定です。農事組合法人〇〇〇〇については、構成員3名が年間250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。申請地周辺の農地を耕作されており、農地を集約することで引き続き効率よく耕作できると認められます。なお、周辺地域の農業に対し支障はありません。〇〇〇〇さんの耕作面積は228aで、許可後は236aで、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から車で5分程度と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。</p>
事務局	<p>No.9並びにNo.10につきましては、農地の交換案件となりますので併せて説明いたします。</p> <p>No.9 花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は2,081㎡譲渡人は予野の〇〇〇〇さん、譲受人は予野の農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇〇〇さんです。</p> <p>No.10 花垣地区、所在地は予野の田1筆、面積は1,899㎡、譲渡人は予野の農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇〇〇さん、譲受人は予野の〇〇〇〇さんで、交換する面積に182㎡の差異がありますが、農地を集約し効率よく耕作するため、双方で合意していることを確認済みです。農事組合法人〇〇〇〇さんの耕作面積がNo.7及びNo.8の増減面積と合わせた面積分減少しますが、許可後は2,210aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。農事組合法人〇〇〇〇さんの農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを3台、移植機を2台、収穫機を1台所有されており、水稻を耕作される予定です。農事組合法人〇〇〇〇については、構成員3名が年間250日、農業に従事しており、かつ、売上高の全てが農業によるものであることから、農地所有適格法人の要件を満たしています。申請地周辺の農地を耕作されており、農地を集約することで引き続き効率よく耕作できると認められます。なお、周辺地域の農業に対し支障はありません。〇〇〇〇〇〇さんの耕作面積は228aで、許可後は236aで、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は30年で常時従事されています。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有されており、水稻を耕作される予定です。申請地は自宅から車で5分程度と近隣であり、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。</p>
事務局	<p>No.11 花垣地区、所在地は白檜の畑1筆、面積は744㎡、譲渡人は京都府八幡市の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇〇〇さんです。譲受人の伊賀市の耕作面積がなかったため、10月1日に新規営農面談を行いました。申請者は、20年前から当該土地を借りて耕作をしており、今回隣接する土地を貸借するとともに第3条申請で農地を取得し本格的に農業を始めるものです。利用権設定を行う面積と本申請の農地と併せて11aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。また、申請人は同敷地内に農舎を設置し、農機具は耕耘機を1台所有しており、取得後はニンニクやレタス等を栽培する予定です。申請地は自宅から20分程度かかりますが、農舎に農機具等を保管していることから、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請地に係る借り受け人はございません。</p>

事務局	No.12 軀田地区、所在地は西湯舟の田2筆、畑2筆、面積は合計939㎡、譲渡人は依那具の〇〇〇〇さん、譲受人は西湯舟の〇〇〇〇さんです。譲受人の耕作面積は20aで取得後は30aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は1年で、本人と父が常時従事されており、農機具は田植機、コンバインを各1台所有し、トラクターを2台所有し、許可後は野菜を耕作する予定です。自宅に隣接している農地であり、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員、花垣地区担当委員、軀田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.6について説明いたします。10月5日現地を確認しました。特に問題はありません。
森中委員	No.7から10までまとめて説明いたします。9月25日に事務局と立会を行いました。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、従来水稻を耕作されています。〇〇〇〇さんと農地の交換を行うことで効率よく耕作できることから、いずれも問題ありません。
森中委員	No.11について説明いたします。譲受人は新規営農の方ですが労働意欲があり隣接地の方とも良好な関係を築かれています。問題ないと思います。
山本委員	No.12について説明いたします。9月29日の現地立会いは私は都合で立ち会うことができませんでしたが、推進委員2名が立会い内容も特に問題ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.6～12について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.6～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.6～12は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～5について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 神戸地区、所在地は上神戸の田1筆、面積は445㎡で、許可日から令和3年3月18日まで賃貸借にて借り受け、一時転用したい旨の申請です。賃貸人は上神戸の〇〇〇〇〇さん、賃借人は津市の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し公共工事に伴う資機材置き場のヤードとして利用するものです。申請地は、近鉄伊賀神戸駅から西約600mに位置しており、周囲を宅地や山林に囲まれた基盤整備のされていない小規模農地の一部であることから、第2種農地と判断します。自然災害防止事業の公共工事に伴い、現場付近に資機材を置くヤードが必要になったことから、工事現場から近く、また周辺に民家が少ない場所を資材置き場として利用できる当該農地を一時的に利用するもので、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。事業計画については、現在の地形のまま利用する形で、ブルーシートや鉄板を設置します。取水は上水道を利用しますが、汚水・雑排水が発生した場合は敷地内で集水し、ポリタンクに入れて会社へ持ち帰ります。雨水排水は南側の既設水路へ放流する計画となっております。また、工事期間が満了になった際は、直ちに本件農地を原状回復し、返還する旨の契約を交わしていることから、確実に農地に復元されるものと考えます。事業計画については、地元自治会、隣接土地所有者には説明を行い、了承を得ております。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。周辺の農地への支障は無いものと判断しております。

事務局	<p>No.2 柘植地区、所在地は柘植町の田2筆、面積は合計1,292㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は柘植町の〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は余野公園から西へ約100mに位置し、周囲を宅地、山林、ため池に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は農業用機械が入り出す道がなく耕作が困難であるため長年休耕地になっており、隣接する山林と一体利用で当該農地を太陽光発電施設として管理し、活用していくとのことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は、許可日から6ヶ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを360枚設置し、管理用地を除いた設置割合は40%を超えております。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.3 西柘植地区、所在地は楯岡の田1筆、面積は161㎡、転用しようとする地目は宅地です。譲渡人は神戸市西区の〇〇〇〇さん、譲受人は下柘植の〇〇〇〇さんです。施設の概要は、自宅の庭として利用するものです。申請地は伊賀支所から北へ約200mに位置し、周囲を宅地と水路に囲まれた基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。平成4年頃から自宅の庭として利用しているとのことで、顛末書を添付しての申請となっています。申請地は自宅に隣接していることから宅地と一体利用しており、他に代替地がないことから今回の転用はやむを得ないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで、現在と同様に自然浸透の計画です。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.4 壬生野地区、所在地は川東の畑1筆、面積は991㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は山畑の〇〇〇〇さん、譲受人は愛知県春日井市の合同会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は壬生野小学校から東へ約1.1kmに位置し、周囲を山林・宅地・雑種地に囲まれた10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地になっていることから太陽光発電施設として管理し活用していくということで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は、許可日から令和2年12月25日までの計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで、自然浸透の計画です。太陽光パネルを252枚設置し、設置割合は40%を超えております。地元地区及び隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p>
事務局	<p>No.5 花之木地区、所在地は大内の田6筆、面積は合計2,560㎡、許可日から令和3年3月31日までの間、〇〇〇〇病院新築工事に伴う水路改修工事のための資材置場及び建築機材等の駐車場として一時転用しようとするものです。賃借人は東京都港区の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、賃貸人は上野丸之内の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん他3名です。申請地は名阪国道大内ICから南西に約300mに位置し、特定土地改良事業の施工に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と認められます。今回の申請は一時的な利用に供するために行うものであり、他に建設用資材置き場及び建築機材等の駐車場にできる適した土地が他にないことから、当該農地を一時転用することはやむを得ないと考えられます。土地造成は表土を集積し敷地内に仮置きしたうえで整地し、取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透並びに仮設沈砂池を設け、既設排水路へ放流します。一時転用期間終了後の農地の復元については、土地賃貸借契約書の文面で示されており、間違いなく遂行できると認められます。地元地区及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、神戸地区担当委員、柘植地区担当委員、西柘植地区担当委員、壬生野地区担当委員、花之木地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
木下委員	<p>No.1について説明いたします。9月28日現地立会いを実施しました。内容は事務局の説明のとおりです。2～3年前にも山の公共工事があり、今回も山の公共工事をするための資材置場に利用します。特に問題なく、原状回復もしてもらいます。</p>

福森委員	No.2について説明いたします。9月29日に現地立会いを行いました。太陽光発電ですが特に問題はありません。
久保推進委員	No.3について説明いたします。10月5日現地立会いを行いました。何ら問題ありません。
金谷委員	No.4について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりです。申請地のすぐ横でも太陽光発電施設が設置されております。南側には家がありますが、承諾を得ているとのことですので、特に問題はないと考えます。
西山委員	No.5について説明いたします。前回の議案にもあがっていた総合病院の工事の作業用地で、既に許可が出た部分に挟まれた農地です。先月現地確認したところと同一箇所ですので現地立会いはしておりませんが、事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1～5は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第2号No.6～18について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.6 府中地区、所在地は千歳の田1筆で1,343㎡です。譲渡人は千歳の〇〇〇〇さん、譲受人は兵庫県三田市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から南東へ750mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実にされるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、周辺所有者からの要望を受けセットバックした面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。
事務局	No.7 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で828㎡です。譲渡人はゆめが丘の〇〇〇〇さん、譲受人は津市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ800mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実にされるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを276枚設置し、設置面積は449.88㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。

事務局	<p>No.8 府中地区、所在地は佐那具町の田2筆で合計689㎡です。譲渡人は名古屋市名東区の○○○○さん他1名、譲受人は亀山市の○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ750mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを218枚設置し、設置面積は355.34㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.9 府中地区、所在地は佐那具町の田3筆で合計1,414㎡です。譲渡人は名張市の○○○○さん、譲受人は徳島県阿南市の○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ700mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、周辺所有者からの要望を受けセットバックした面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>
事務局	<p>No.10 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で867㎡です。譲渡人は佐那具町の○○○○さん他1名、譲受人は神奈川県三浦市の○○○○さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ700mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを228枚設置し、設置面積は371.64㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>

事務局	<p>No.11 府中地区、所在地は佐那具町の田2筆で合計1,248㎡です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん他2名、譲受人は神奈川県横須賀市の〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ600mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>
事務局	<p>No.12 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で1,414㎡です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は徳島県阿南市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ700mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、周辺所有者からの要望を受けセットバックした面積を除いた結果、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。また、市建設部企画管理課へ届出書が提出されています。</p>
事務局	<p>No.13 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で999㎡です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は徳島県阿南市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ700mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に実行されるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>

事務局	<p>No.14 府中地区、所在地は佐那具町の田1筆で967㎡です。譲渡人は佐那具町の〇〇〇〇さん、譲受人は神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は旧佐那具保育所から東へ750mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。現在も休耕地であり、当該農地を太陽光発電施設として管理をし、遊休農地を活用していくことで、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。また、電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと判断します。工事期間は許可日から1カ月の計画です。工事計画につきましては、土地造成は整地のみで、周囲はフェンスを設置するとともに、マウンドを施工し土砂の流出を防ぎます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び勾配を設け既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを324枚設置し、設置面積は528.12㎡であり、設置割合は40%を超えます。地元地区、水利組合及び周辺所有者からの同意も得られており、周辺地域の農業に対して支障はないと判断します。</p>
事務局	<p>No.15 古山地区、所在地は蔵縄手の畑1筆、面積は234㎡、譲渡人は名張市の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は名張市の〇〇〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、譲受人の会社のレッカー車及びレンタカー等を多目的に駐車できるスペースとして利用するものです。申請地は旧古山小学校から北西へ約250mに位置する農地で、周囲を宅地及び雑種地で囲まれており、基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。当該農地は以前から耕作を行っておらず、今後も管理が難しく、近隣で代替地がないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は許可日から令和2年11月30日までの計画です。工事計画としては、土地造成は整地のみで、取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。</p>
事務局	<p>No.16 河合地区、所在地は石川の田1筆、面積は122㎡、譲渡人は石川の〇〇〇〇〇〇さんです。譲受人は石川の〇〇〇〇〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、自宅用駐車場3台分として利用するものです。申請地は石川集落センターから北西へ約350mに位置する農地で、南側に隣接する一団の農地は水稻に適した土性であるが、申請地を含む農地は主に畑作物に適しており別の農地と判断し一団の農地として扱わない。また、申請地を含む集団は10ha未満の小規模な農地の一団にあることから、いずれの農地区分にも該当しないその他の農地で、第2種農地と判断します。当該農地は以前から耕作を行っておらず、今後も管理が難しく、近隣で駐車場としての代替地がないことから、この農地を転用することはやむを得ないものと考えられます。工事期間は許可日から令和2年12月31日までの計画です。工事計画としては、土地造成は周囲と同等の高さまで盛土を行いますが、L型擁壁により周辺農地に雨水等が流れないように対策を講じます。取水もなく、排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。地元地区、周辺土地所有者へは事業について説明済みで同意を得られており、周辺農地等へ被害を及ぼした場合は、申請者が責任をもって解決することとなっており、農地転用については特に問題ないものと判断しています。</p>

事務局	<p>No.17 阿保地区、所在地は阿保の田5筆、面積は合計1,502㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は神奈川県逗子市の〇〇〇〇さん、譲受人は愛知県春日井市の合同会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から西におおむね500mに位置した、北側に鉄道と北側以外を宅地、雑種地に囲まれた10ha未満の小規模な生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断します。当該農地は、周辺農地より一段高いところに位置し、水の確保が困難な地形で長年耕作されておらず、譲渡人及び家族も遠方で居住しており、今後も管理ができないということから処分を考えていたところ、太陽光発電事業を行っている譲受人へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われま。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを288枚設置し、設置面積は538.08㎡となります。敷地内にメンテナンス用の資材置場を144㎡、不整形地のため太陽光を設置できない部分58㎡を管理用地としパネル設置割合について問題ありません。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年12月25日までの計画となっております。譲受人の合同会社〇〇〇〇は、太陽光発電事業を主な営業目的としており、自社にメンテナンス班を設置し、自社が所有する発電施設の草刈り等を含む維持管理を行っており管理体制は万全で、問題ありません。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。事業計画に問題なく隣接農地所有者にも承諾済みで、また、区長、水利組合からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p>
事務局	<p>No.18 阿保地区、所在地は阿保の田2筆、面積は合計1,229㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は阿保の〇〇〇〇さん、譲受人は名古屋市中区の株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。施設の概要は太陽光発電施設として利用するものです。申請地は、近鉄青山駅から西におおむね500mに位置した、北側に鉄道と北側以外を宅地、雑種地に囲まれた10ha未満の小規模な生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種農地と判断します。当該農地は、No.17の西側に接する農地で先ほどと同様に一段高いところに位置し、水の確保が困難な地形で長年耕作されておらず、今後も管理ができないということから処分を考えていたところ、太陽光発電事業を行っている譲受人へ農地を譲渡するというもので、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。電力会社との協議及び経済産業省の認定も受けており、転用は確実に行われるものと思われま。転用計画につきましては、土地造成については整地のみで、周囲にはフェンスを設置いたします。太陽光パネルを252枚設置し、設置面積は470.82㎡となります。敷地内にメンテナンス用の資材置場を72㎡設置しパネル設置割合に問題ありません。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透する計画となっております。工事期間は許可日から令和2年12月25日までの計画となっております。管理については、No.17で説明した合同会社〇〇〇〇とメンテナンス契約を結び草刈り等を含む維持管理を行うこととしており、問題ありません。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。事業計画に問題なく隣接農地所有者にも承諾済みで、また、区長、水利組合からの同意も得られており、転用について問題ないものと判断します。</p>
議長	<p>只今の説明に関連して、府中地区担当委員、古山地区担当委員、河合地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
高田委員	<p>No.6～14の9件について一括して説明いたします。10月2日現地立会いを実施しました。いずれも事務局の説明のとおりで特に問題ありません。</p>
森中委員	<p>No.15について説明いたします。9月25日現地立会いを行いました。駐車場へ転用することですが、店舗に隣接した場所ですので問題ありません。</p>
福地委員	<p>No.16について説明いたします。9月26日に現地立会いを行いました。申請内容、書類等特に問題ありません。</p>

森本委員	No.17、18について説明いたします。事務局が説明したとおり使い勝手の悪い農地ですので転用もやむを得ないと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.6～18について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.6～18について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.6～18は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。続きまして議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号No.1について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.1 三田地区、所在地は三田の畑1筆、面積は218㎡、現況は宅地です。願出人は三田の〇〇〇〇さんです。場所は三訪小学校から西へ約100mにある住宅地で、都市計画法第8第1項第1号に規定する用途地域が定められているため、第3種農地と判断します。昭和45年に住宅が建築され、それ以降は宅地として利用されており、固定資産の課税明細からも同様のことを確認しております。現地調査を行ったところ現在も宅地として利用されており20年以上経過していることは明らかで、農地に戻すことは困難であるため非農地として問題ないと確認しました。
議長	只今の説明に関連して、三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
前田委員	No.1について説明いたします。9月28日に現地立会いを行いました。昭和45年に住宅を建築され敷地はブロックで囲まれ宅地化しています。非農地として問題ありません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
一同	意見なし。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定2件、再設定1件で、計画面積は合計4,378㎡です。 (説明) 以上の農用地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	意見なし。

議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和2年11月10日

会長

吉岡 康夫

Ⓜ

議事録署名者

山口 進

Ⓜ

議事録署名者

森中 祐作

Ⓜ